

## 村山市農業委員会総会会議録（第6回）

1. 期日 令和5年6月13日(火) 午後6時～

2. 場所 市役所 第1会議室

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

(1) 農業委員の出席者名簿 (18名)

1番	門脇 忠教	10番	高谷 太
2番	松田 節子	11番	森 修一
3番	工藤 毅裕	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
7番	石山 公己	16番	佐藤 善洋
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
9番	海老名 正度	18番	青柳 篤

(2) 農業委員の欠席者名簿 (0名)

(3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿 (0名)

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (意見聴取)

議第28号 // (許可処分)

議第29号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第19号 非農地証明願について

報第20号 農地改良届出について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後6時00分

開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

ご苦勞様です。午後から突然の雨が降ってきて大変だった。変わりやすい天候が続くようで、この前は台風並みの突風が吹いて、ハウスや雨よけテントなどビニールに多大な被害があった。私の家でも、雨よけテント飛ばされ新しく張り直したところです。大きい被害にならないように祈りたい。

現在、市議会6月定例会中であり本日、一般質問で大山議員から質問を頂いた。村山市の農業の発展や農地の荒廃について、どう考えているかを答弁したところです。また、5月30、31日にかけて、東京で1,800人を集めた全国農業委員会会長大会が開催され出席をしました。食料に係る安全保障の考え方や食料農村農業基本法の見直しが議題となり、国に対して農業委員会として要望を行う旨の決議があった。農業委員会については今後、地域計画の目標地図の素案作成や最適化活動の推進など役割も大きくなっている。新しい農業委員の方にも引き継ぎながら頑張っていかななくてはならない。

本日は忙しいなか、総会のご出席、ご苦勞様です。それでは、第6回総会を始めます。

(2) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

16番 佐藤 善洋 委員、2番 松田 節子 委員

それでは、議事に入ります。

(3) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は42番から51番までの10件で、所有権の移転が9件、賃貸借権の設定が1件となります。地目、面積は田が2,504㎡、畑が5,827.48㎡で合計8,331.48㎡になります。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号42番から51番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権の設定を詳細に説明した。なお、現地調査(6月2日)を行った結果、同法第3条第2項調査書により、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

4番委員(高橋 昭)

第3条の移転事由が「相手方の要望」が多い。例えば44番については、贈与として第3者に移転するが、これも「相手方の要望」。これでは、無償でくださいと要望したかのようになる。それでよいのか。

事務局(猪藤係長)

第3条の申請用紙には、移転事由を事業コードから選んで書くことになる。そうした中で選んで記入いただいたもの。

4番委員(高橋 昭)

内容などを少し検討して頂きたい。

12番委員(須藤義和)

48番について、10a当たり金額が800,000円となっているが、これで大丈夫なのか？

事務局(猪藤係長)

総額100,000円での取引で、土地面積が少ないため10aあたりに換算すると大きい金額になってしまいます。また、この案件は49番、50番との関連であり、実質48番と49番、50番との等価交換になるものです。

議長(青柳 篤)

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 26 号は、原案のとおり全て可決決定されました。

続きまして、議第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より合わせて説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、6,7 番の 2 件で、地目、面積は、田 918 m<sup>2</sup>、畑 551 m<sup>2</sup>になります。

詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 6 番は、農地を「貸駐車場」として整備するため、所有権を移転するものです。譲受人から、自らが役員になっている会社に貸す計画としています。

農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当すると判断されます。立地基準については、会社駐車場に隣接して貸駐車場を整備することから、「住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置する場合」に該当すると判断され、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

申請番号 7 番は、農地を「一般住宅」として整備するため、所有権を移転するものです。村山出身の譲受人が現在、住まいする天童市から転入する予定のようです。

農地区分は、水管、ガス管など 2 種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であり、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関のローン承認通知書写しで確認しております。

いずれの案件についても、6 月 2 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

12 番委員(須藤義和)

6 番について、駐車場を貸し付ける会社を教えてください。

事務局（猪藤係長）

有限会社〇〇〇〇です。

議長（青柳 篤）

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長（青柳 篤）

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長（青柳 篤）

これで議第 27 号は、原案のとおり可決決定されました。  
続きまして、議第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（許可処分）」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局（三澤事務局長）

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。  
議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局（猪藤係長）

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明した。

この案件は、6 月 2 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長（青柳 篤）

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長（青柳 篤）

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 28 号は、原案のとおり可決決定されました。

議第 29 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 291 番から 293 番の 3 件で、申請内容は、所有権移転が 1 件、利用権設定の新規が 1 件、再設定が 1 件となります。地目ごとの内訳は、田が 7,151 m<sup>2</sup>、畑 1,331 m<sup>2</sup>、の計 8,482 m<sup>2</sup>になります。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、291 番から 293 番までの所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 1 件あります。まずは、委員案件 292 番を除いた 291 番、293 番の 2 件について審議に入ります。

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、291 番、293 番の 2 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 29 号の 291 番、293 番の 2 件について、原案の通り可決決定されました。続きまして、292 番の委員案件 1 件について、審議に入ります。

1 番委員(門脇 忠教委員)はご退席願います。

(1 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、292番の委員案件1件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第29号の292番の1件について、原案の通り可決決定されました。  
1番委員はご着席ください。

(1番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第29号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

(4) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第18号から報第20号までについて、事務局の説明を求めた。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報第19号「非農地証明願について」、報第20号「農地改良届出について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号64番、65番の2件です。田が4,480㎡となります。解約理由は貸し人の都合によるものであります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、13番の1件で、台帳地目で畑762㎡です。申請内容は、約20年以上前から、資材置場として利用してしまっていたもので、今さら農地として利用ができず農地性はありません。6月2日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良は、4番、5番の2件で、田が738㎡、畑2,439.1㎡です。申請の目的は、いずれも、盛土により耕作条件を整え畑地として利用するものです。

6月2日に現地調査をした結果、隣接する農地には影響がないことを確認しています。

以上、報第18号から報第20号について、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(5) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 26 号から第 29 号までの 4 件、報告の報第 18 号から第 20 号までの 3 件について、終了します。

終了 午後 6 時 40 分